

I 令和2年度事業計画

自：令和2年 4月 1日

至：令和3年 3月31日

1. 野菜対策事業計画

(1) 主な内容

野菜の生産及び出荷の安定と消費者への野菜の安定供給を図るため、野菜の価格が著しく低落した場合に、生産者補給金等を交付すること等により野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和するために野菜価格安定対策事業を円滑に推進する。

①業務対象年間の短縮

- ・3か年で設定されている業務対象年間は、交付金を交付したことにより造成資金が減少し、事業を継続して行うことが困難なため、1年間で短縮し、新たに令和2年度を初年度とする業務対象年間（令和2年度～令和4年度）を設定する。

②特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

- ・国が指定した対象野菜について、市場価格が一定の価格を下回った場合、業務方法書に基づきその差額を価格差補給金等として交付する。

ア、交付予約数量・資金造成

特定野菜：7品目、57業務区分に4,093トン（対前年比102.0%）、
資金造成計画額は、505,189,000円（対前年比99.0%）。

指定野菜：14品目、71業務区分に6,978トン（対前年比100.8%）、
資金造成計画額は、406,307,000円（対前年比100.8%）。

③長崎県野菜価格安定対策事業

- ・面積要件等が整備された野菜について事業加入推進を行う。

④指定野菜価格安定対策事業（事務受託）

1) 納付金の納付

指定野菜価格安定対策事業の県負担金（補助金）を、本会を通じて（独）農畜産業振興機構に納付する。

2) 事務受託

指定野菜価格安定対策事業の事務を全農長崎県本部より受託し、適正かつ能率的な事務を行い、事業の円滑な実施を図る。

ア、交付予約数量・資金造成

10品目、91業務区分に108,581トン（対前年比98.2%）、資金造成計画額は、3,910,203,000円（対前年比100.7%）。

(2) 事業の推進及び啓発普及

野菜産地の安定的な育成と価格安定対策事業の円滑な推進を図るために、
(独)農畜産業振興機構及び県、全農長崎との連携を密にして、研修会の開催・パンフレットの作成配布並びに情報の提供等を行い、啓発推進を図る。